

第5回 国立市保育審議会

平成31年3月26日

【新開会長】 では、お時間となりまして、皆さんおそろいになりましたので、第5回の審議会を始めさせていただきますと思います。

本日の議題は、前回に引き続き、利用者負担額（保育料）の算定方式の変更及び階層区分の細分化についてということになっております。

まず最初に、議事次第でございますように、前回、1月22日の審議会、2カ月たっておりますので、その内容の振り返りを事務局のほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 改めまして、皆さん、こんばんは。今日も遅い時間から申しわけありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら、前回の審議会の議事録、郵送させていただいて、ごらんいただいたかと思うんですけども、特にここは違うということ、修正が必要ということがなければ、これまでどおりそのもので公表ということでホームページにアップさせていただくようにと思いますが、特にご異議ないということでしょうか。

ありがとうございます。確認させていただきました。

本日ですが、小澤委員さんと池田委員さんから今日は欠席ということで事前にご連絡をいただいておりますので、今いらっしゃる皆さんと進めてまいりたいと思います。

それでは、恐れ入ります、パワーポイントとお手元の資料はいつもと同じで、同じようにそろえてございますので、どちらでもごらんになりやすいほうをごらんいただきながらと思いますので、よろしくお願いいたします。

今、会長の新開先生からも言っていたように、少ししばらく時間があきましたので、ちょっと前回のおさらいをしつつ、今回のお話のほうに比重を置いてと思います。

今回ですけれども、だんだん佳境に入ってきてまいりまして、保育料、利用者負担額の算定方式の変更と、あと利用料の階層区分の細分化と、両方を一緒に考えていく段階となってまいりました。

それでは、スライドのほうは4ページになります。お手元の資料、4ページをごらんください。前回、副会長の竹内先生に試案をつくっていただいて、概要のご説明をいただいたというところでした。その内容について少しまとめてみました。

まず、算定方法、利用者負担額についてという4ページ目ですけれども、同じ税とはいえ、所得税、国の税と、市民税、住民税ですね、市税というのは、各世帯の経済状況や控除の内容などによって異なるので、それぞれの税の連動が強いわけではないよということをご指摘いただいています。それによって、年少扶養控除を加味して試算をすると、税のデータの対応がよくなるというのも分析をしていただいたところです。

私どももいろいろな案をつくりながら試行錯誤をしたところではありますが、この税がもともと国税と市税、それぞれフィッティングがいいわけではないので、どれだけ考慮を重ねても差が生じるものであり、今回の変更によって微動だにしない、全く変わらないということは難しいと。利用者負担額の変動が不可避であるということもご指摘をいただいて、皆さんにもごらんいただいたところです。

その中で、じゃあどんな方法がいいのだろうかということでご提案いただいた一案として、利用者

負担額を法則や数式などの理論に基づいて算定する一案としてお出しいただいたものに、「順序プロビットモデル」の採用が適切であろうということで、1つご提案をいただいたところでした。

5ページ目です。順序プロビットモデルについて、どういう案だったかということですが、簡単にそちらのほうに表にまとめさせていただきました。所得税で決定している階層を住民税から推定して並び変える。例えばというところで、住民税がこの場合ということで1つ例を、竹内先生に見せていただいたものをそのまま書き写させていただきましたけれども、正規分布のような山型のグラフをフィッティングすると、推定値から住民税が6万円の場合はこういうふうに測定、推測ができるよという、この考え方、それが順序プロビットモデルのアイデアですよということを、前回細かく資料を使って先生に教えていただいたところでした。そんなようなお話を聞いたなというのを少し思い出していただいているかと思います。

もう1つ、キーワードとして出していただいたのが、6ページ目の「弾力性」です。課税額と利用者負担額の関係性について、課税額、つまり納税額ですね、その税の額が高い世帯ほど負担額が大きい。これはいわゆる応能の原則、応能負担の原則と言われているものです。これに基づきますと、課税額がどれだけ増えたら利用者負担額をどれだけ増やすのかという関係性を「弾力性」と言うんだということを教えていただきました。

ここで試算していただいたものの中で、課税額が1%増えると、利用者負担額がおおよそ0.45から0.60%増えるというのが、今回見出していただいた弾力性の関係性でした。利用者負担額の課税弾力性はおおよそこの0.45から0.6と試算されると考えて、分析の結果、弾力性0.62で仮置きした場合、課税額が30%増えると、利用者負担額は18.1%程度の上がり幅で階層を設定するのが、この弾力性の理論に基づいて妥当であると、そういうふうに考えるんだよということを、前回のときにもお話を頂戴したところです。

7ページ目です。これらの先生からの分析のやり方であるとか、考え方の案ということをご提示いただいた中で、それらをお聞きいただいて、委員の皆さんからいろいろな感想であるとか、ご質問をたくさんしていただきました。それを簡単にそちらにまとめてあります。

試作案として説明いただいた内容について、皆さんから多くいただいたものとして、理論に基づいているので根拠が明示されていていいということ、平等な計算方法なので合理的であって、皆さんに説明できるということが大事ということ、そういうところに基づいている、そこが尊重されているという意見がありました。あとは、激変緩和の一案として、高所得者層は弾力性を用いて階層を設計して、低所得者層は現状からなるべく変わらないように、負担が大きくならないように配慮が何か階層の中でできるようなことがあったらいいなというようなリクエスト、ご希望についても頂戴していました。

また、皆さんのご意見をいただきながら、財政学の観点から見ると、調整は1カ所で行うという考え方があるよということもお示しをいただいています。つまり、お子さんがたくさんいらっしゃる場合、もちろん子育てにお金がかかるであるとか、多子の負担ということはあるんだけど、税金で既に控除が適用されているので、調整は1カ所という考え方の原則からすると、利用者負担額で二重の配慮はしないという考え方も一案としてありますよということをおっしゃっていただいてもいます。

また、今後、国モデル、懐かしいかもしれませんが、子供は2人という考え方、1人でも3人でも子供は2人とカウントするよという考え方でしたね。そちらの年少扶養控除は2人という考え方をもとにしている国モデルに、もし今後シフトしていくにしても、そういうことも踏まえて考えていく必

要性もあるのではないかとこの提起もいただいていた。

また、3歳児以上は無償化になる方向が決まっていること、また、子供の貧困という課題も社会問題として挙げられます。これらも加味すると、年齢の小さいお子さんや低所得者層に手厚い制度設計というの必要なのではないかとこのようご指摘もいただいています。

8ページ目です。これらのご意見を踏まえて、審議経過、委員の皆さんからいただいた全4回のこれまでの意見を踏まえて、方向性の骨子としてまとめさせていただきました。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、制度や算定方法の変更が生じる。それによって利用者負担額の変動は不可避であるというのが現状としてあります。

利用者負担額の変動が避けられないものの、特に低所得者層の方であるとか、そういう配慮をすべき世帯についての激変緩和は考慮していきたいというお考えをお示しいただいていました。新たな利用者負担額を構築する際に、理論や一定の数式に基づいて公平かつ合理的であることが、保育園を使っている保護者だけでなく、市民全体に対する説明という意味でも大切なこと、説明できる制度であるということは大切なことであるともご指摘をいただきました。国モデルにシフトするとしても、年少扶養控除の取り扱いについては再考の余地がある、ここでよく丁寧に考えていきたいというふうなお考えを皆さんにお示しいただいたのが、方向性の骨子、大まかな骨組みのところかなと思っております。

ここまで、前回の振り返りと、これまでいただいた意見をもとに、こういうことがこの審議会の中で大事にしていきたい方向性ということで、大まかにまとめさせていただいたところまでご説明をいたしました。何かここまでのところでご質問や、何かご意見があればと思いますが、委員の皆さん、いかがですか。

【新開会長】 いかがでしょうか。特に、皆様のお考えが反映されているかどうか、事務局がまとめてくださったこの7ページ、8ページのあたりですかね、今後の方向性に向かうところで、こちらでよろしいでしょうか。

はい。よろしいようです。

【事務局】 ご確認ありがとうございます。

そうしましたら、これらを踏まえて、この先のお話、今回の議題に少しずつ入らせていただきたいと思います。

9ページ目です。階層区分の設定方法について、まず皆様のご意見を集約して、こちらのほうで事務局と、あと竹内先生にも分析やデータの整理のお手伝いを頂戴しまして、試算をしていただいておりますので、それらを少しご報告させていただきたいと思っております。

階層区分の設定方法として、大きく2つのパターンを今、方法として導き出しています。1つ目は、事務局がこれまで試算をしてまいりました、所得税から年収を推定して、それをもとに住民税額を対応させる方法。これを、例えば「年収推定法」と名づけました。年収から推定していますので、年収推定法と言います。

もう1つ、前回1月のときに、副会長先生から一定の理論や法則に基づいた試算方法ということでご提案いただいたもの、「順序プロビットモデル」という名前がついておりますので、もう1つの方法の名前が順序プロビットモデルということになります。

これらを、後ほど竹内先生に詳しくご説明をいただく予定にしておりますけれども、この順序プロビット法というのをよくよく分析・精査を重ねていただいた結果、階層移動の影響について、低い階層

区分においてはフィッティングがちょっと弱いかなということを見出していただいています。これをもとにすると、皆さんにいただいた、低所得者層には配慮をしていきたい、基本的にはある一定の数式、理論、分析に基づいた、みんなに説明できるものが合理的でよいという考え方に基づきますと、下の矢印ですが、D6階層以下については年収推定法を適用するというのがよろしいのかなというふうに、皆さんのご意見を反映する形というのが、これが1つの提案としてご提案できるのかなと思っています。

D6階層以下というのは何かというと、国制度において多子カウントの年齢制限が撤廃されているラインです。つまり、国の制度においても、低所得者層の方だからそういった減免措置をきちんととりましょと設定されているラインが、うちの利用者負担額の階層表でいくところのD6以下のところにちょうど当てはまりますので、この方々を国の定義に基づいて低所得者層の方に当たるというふうに考えて差し支えないかなと考えています。その意味で、D6世帯からが線引きというふうに考えました。

それ以上のD7階層以上については、皆さんに言っていただいたように、理論や一定の数式に基づき、公平かつ合理的ということをきちんと採用していける順序プロビットモデルを採用する。この2つをうまく組み合わせたものというのが、皆さんがこれまで審議していただいて、こういう方向性がよろしいと言っていただいたものを具現化する1つの方法なのかなということで、整理をしております。

もう1つです。10ページ目が利用者負担額的设计です。前回にも竹内先生のほうから弾力性の観点をもとにお話をさせていただきました。各階層の住民税額と利用者負担額の関係について、今の現行の表についても分析・整理をしていただいたところ、ほぼ一定で滑らかなに見えていたんですけども、詳細に分析を続けていただいたところ、一定ではない部分、ギザギザになってしまっているような、ちょっと修正が必要な部分というのも見つけていただいています。ですので、今回は、現行の利用者負担額を微調整することで、可能な限り一定に近づけていく、滑らかな一直線に近づけていくこと、あわせて階層区分を見直すことによって、よりスムーズな利用者負担額表となるのではないかとということをご提案したいと思っております。これは一緒に検討してよろしいかどうかということも、委員の皆さんにぜひご意見をいただいて、こちらとしてはこんな方法がよろしいかなと今思っているところですよというご提案になります。

これらを踏まえまして、11ページ目に今回の議題を挙げさせていただきました。これまでの審議結果を踏まえた試作案をご用意したつもりですけども、内容の共有をさせていただくこと、それについて質疑応答をさせていただいて、審議を行う中で影響の分析や課題検討を深めて、今回の内容について、もう少し皆さんのご意見をぜひお聞かせいただければと思っております。

もう1つ、算定方式の変更方法や利用者負担額階層区分の細分化について、当審議会としての意見を少し集約して、方向性を少しずつ整理をしていく。今日決め込むということではございませんけれども、大まかに試作案を見ていただきながら、この方向性でよろしいかどうか、皆さんのご意見やご感想をぜひ教えていただけたらなと思っております。

ここまでが、おさらいを踏まえて、皆さんのご意見を踏まえて、今回議論したいと思っているテーマなんですけれども、このテーマで今日、この後、竹内先生からまた細かい具体的なお案内をさせていただくように思いますけれども、ここまでで何か委員の皆さんからご不安な点であるとか、ご質問の点があればと思いますが、いかがでしょうか。

【新開会長】 2カ月間、竹内先生にかなり、この資料をつくっていただくのにご努力いただいて、もちろん事務局の方々もかなり大変な思いをされてここまでまとめてくださったと思うんですけども、その2カ月の中で見えてきたのが、多分9ページと10ページのところですかね。そのあたりはこれから詳しく、また皆さんで共有したいと思いますので、今、何かご質問したいということがございますか。よろしいでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。そうしましたら、今回の議題に入らせていただきます。

この後、竹内先生のほうにマイクをお渡しさせていただいて、今回先生からご用意いただいた資料についてお話ができればと思っております。

先生、よろしくお願ひいたします。

【竹内委員】 こんにちは。竹内幹です。よろしくお願ひします。

私のほうで今日用意させていただいて、事務局にコピーをお願いしたものですけれども、利用者負担額の改定についてという、こちらの資料になります。

その中で、横長でも配っていただいていると思うんですけども、1つのプランとして、まずプランAというのを今日ご用意させていただきましたと。こちらのやつもそうです。

それで、大部ですので、まず見ていただきたいところがございまして、私の資料の3ページを開いていただきますと、諮問にあったのが2点だったので、3ページの冒頭に四角で囲って「1）算定根拠を住民税課税額に変更する」というのが諮問の1個目と。2）が現在D17階層以上で負担額が4万9,500円で頭打ちというか、一定になってしまっているのを適正化しようということです。

1番、2番であるんですけど、実は1番の単に住民税課税に、住民税ベースですするというのが、ずっと見てきたとおりに難しいというのもあり、以前の審議会が出たと思うんですけども、D7階層で負担額が、何か階段がいきなり急になっているところがあったと思うんで、ここは1つ階層を加えるなりしてなだらかにしようというのが1つと。

さらに、住民税ベースにすれば何でもいいというわけではちょっとなくて、もったいなくて、4ページをごらんいただきますと、下半分に表3「国の定める上限額基準」というのがあります。これも私、最近知ったんですけども、国のほうとしましては、1つのガイドライン、目安として、住民税ベースで階層を分けていて、この階層に関しては上限金額がこうであるべしというのがあります。つまり、国の中では各地方自治体、区市町村さんが、自分たちの住民税で、国立市なら国立市の市民税でやってもらう分には構わないんだけど、一応ざっくり8階層ぐらいには分けているんだというのがありまして、その刻み値、ちょっと見にくいんですが、赤い四角で囲ってあると思うんです。こういうふうな数字があります。

あとは、表3の左側にも、これはいわゆる幼稚園さんのになるんですか、ほうでも緩やかに5階層に分けていて、ここでもやはり具体的に、例えば真ん中の数字、7万7,100円以下であれば階層3ですとか、こういうふうに数字が決まっております。

ですから、今後、国立市の中ではもちろん独自の制度になるわけですけども、何かとやはり国の補助金等々で切ってくるときに、国立市の階層がそっくりそのまま国のどれに当たるのかというのがちぐはぐになってしまうと、もうこれは非常に大変なことになるので、ここはぜひ合わせるべきではないかと。前回までこの辺はまだ話していなかったんですけども、これを入れるべきだと強く思いまして、今、挙げさせていただきますが、この点、先にお伺いしたいんですけど、これ過程ウ、ア・イ・ウのウ、3番目の過程なんですけど、これは大丈夫ですか。やるべしと強く思うんですけど、いかがでし

ようか。

(「これはいいでしょうね」との声あり)

【竹内委員】 ありがとうございます。これをア・イ・ウ・エのウとします。

それで、また3ページに戻っていただきまして、さっきの3ページ冒頭の四角の囲い、過程のア・イ・ウ・エ、この部分に関してはまず避けられないと。

それで、過程のエ、いわゆる値上げという言葉を使ったほうがいいと思うんですけど、値上げに関してはちょっと影響を見る前に、ア・イ・ウだけやってみてどうなるのかというのをいろいろ見てみました。どういうグラフを見たかという、3ページの真ん中にいろんな変化がありますよね。以前、事務局のほうで階層移動に関してまとめていただいたと思うんですけども、それだとやはりちょっとわかりにくい、つまり、どの程度の金額で上がり下がりしているのかというのが知りたい。私も知りたかったので、エクセルをいろいろ駆使してこんなふうなものをつくってみました。

これ、いっぱいあるんですけど、お見せすると何が何だか、私もわからなくなるぐらいたくさんあったので、1枚だけ例で見ています。こんなふうに値上がり幅を見て、真ん中の770、緑のグラフで一番長いやつ、これは500円からマイナス500円なので、月額プラスマイナス500円の変動でおさまったよねというのが770世帯ということです。あ、児童かな。全体が1,473、データにはありましたので、半分ぐらい、この場合はプラスマイナス500円でおさまっている。

ところが、この真ん中の長さがいいと何かよく思ってしまうんですけど、実は年収推定法というのは、個別にちょっと申し上げられないですが、裾野がすごく広く出てしまって、変動幅の大きいことが出ています。

それで、ちょっとまとめまして、前後してすいません、2ページに戻っていただいて、2ページの一番下、表2「2つの方法の比較」というのがあります。年収推定法、わかりやすいですね。所得税を住民税にカチャカチャと変えると。順序プロビット法というのはピタピタと現在のデータに何か数式を当てはめると。非常にオーソドックスな標準的な手法なんですけど、やはり技術的にやや難解なところがあると。ただ、皆さんからもご意見をいただいているとおりの忝意がないと。ある関数ですとか方式に乗っかっていてという点に関しては、どちらもいいですね。

階層移動に関しては、個別には申し上げないんですけど、まとめるとこんな感じで、年収推定法ですね、同じ階層にとどまる児童の数は多いことも結構あるんですけど、全体的には階層移動の裾野が広がるので、動く人に関しては随分動いてしまうという傾向が実は強いんですね。順序プロビット法に関しては、今はなだらかにするコース、ガタガタをツルツルとする手法ですので、階層移動そのものは多くはなるんですけど、全体的に真ん中に寄っていると。平均をとると、こっちのほうが料金の変動幅が小さいという形になる特徴があります。特に低所得の部分に関しては、順序プロビットではどうも値上げが多くなってしまいうという特徴もありました。

さて、いろいろやりますと何が起きるかという、とりあえずプランAというのが出てきます。これは特に決め落ちするわけじゃなく、何となくこのとおりのア、イ、ウ、エとやっていくとこうなったという1つの例にはなります。

何を見ていただくのがいいかな。まず、6ページのプランAで表がありますよね。これは1つのアイデアではありまして、これだけ見てもよくわからないので、7ページをまず見ますね。

7ページをごらんいただいて、一番上にカラーで刷っていただいた「プランA 95.38%」なる図があります。これは基本的にさっきの料金変動と同じになっております。95.38というのは

決定係数と呼ばれていて、再現率のイメージになります。一切変動がなければ100%になって、完全にちぐはぐになるとゼロ%になる、そういうイメージです。いろいろ年収推定法で、例えば国基準、審議会基準、いろいろやっても、95から97%、98%には到達しないぐらいですので、このぐらいが許容範囲の変動幅かなと思います。

それで、今の7ページが一番上のこの図ですけど、図5ですね。これ、上のほうのオレンジ色のバーが値上げになるであろう人たちですね、このままですと。下のほうが、値下げという言葉は悪いんですけど、負担が減るお子さんの数になっています。それで、上のほうを見て、お気づきになるかもしれません、上の値上げのオレンジのバーは薄い部分と濃い部分というのがあります。これは何かというと、いわゆる4万9,500円の天井をそのままにすると、それでももちろん値上げは起きてしまっていて、それは濃いオレンジの部分ですね。

例えば、見ますと、156という数字、おわかりでしょうか。152、156と上のほうにありますよね。156は何かというと、今、1,473在園児ですか、がいて、一人一人に関して新しい制度で負担額を計算し直すと、残念ながら1,473のうち156に関しては、月当たり1,500円から2,500円の負担増になるということです。ただし、薄い部分が半分以上ありますので、その半分以上は基本的に裕福なご家庭の部分で、これまでフラットになっていた、頭打ちになっていたところをギュッとちょっと上げる、プランAで上がっていますので、その部分による値上げなんだということになります。値上がりと言ったほうがいいかもしれない。値上げとしているわけではないので。

それで、あとはいろいろご質問を受けたほうが良いと思いますが、最後にこちらの横長で別刷りで事務局の皆様にご用意していただいております、私のハンドアウトですと8ページになるものですけど、同じだと思いますが、これを最後に説明申し上げて、いろいろ聞いていただければと思います。

こちらの何か、横軸に10万、20万、30万とありますよね。70万までとりあえずとりましたが、これが現状の住民税課税額になります。正確には住民税所得割の課税額ですね。住民税をどのぐらい払うかと。縦軸が保育料というか、負担額になります。基本的には、現在は何かということ、赤い点々がありますよね。現在の皆さんの置かれている状況というのが赤い点々です。ですから、グラフの右のほうに行きますと、赤い点々が真横にずっと並んでいますよね。これは4万9,500円でずっと頭打ちになっている部分という形になります。

値上がり、値下がりという言葉を使いますと、どういうことかということ、図の下にあります、黒い線がこのプランAの1つの案です。グラフの左のほうをごらんいただけますか。大体縦軸で2万円ぐらいの部分ですね。これ、横軸で10万以下の一番左の下のほうです。これは黒い線よりも赤い点々のほうが上にありますよね。これは何かということ、現状で、例えば1万5,000円ぐらいの人たちというのは赤い点々になるんですけど、黒い線に新しく変わりますので、基本的には値下がりする皆さんに該当するんですね。

グラフの一番、例えば右のほうを見ましょう。そうすると、赤い点々が真横に並んでいます。これは4万9,500円で並んでいます。ここを少し負担を、適正化という言葉が私は正しいと思うんですけど、値上がりになりますという、黒い線が上にあると。赤い点の部分の負担額はピッと真上の黒い部分に上がるので、その分、値上がりが起きるといった形にはなっています。

そのぐらいでいかがでしょうか。すいません、多分あまり説明が長くなるより、いろんなご質問、ご意見をいただきたいかと思っております。失礼しました。よろしくお願ひします。

【新開会長】 今、ご説明いただきましたけれども、疑問、表の見方とか、資料の内容について確

認したい点とかありますか。

このプランAというのは、先ほど事務局のほうからご説明があった、D6階層以下では年収推定法を適用して、つまり、低所得者層では年収推定法という方法でして、D7階層以上は順序プロビット法という理論がしっかりしたものにしたということによろしいんですか。

順序プロビット法で低所得者をやってしまうと、皆さん階層移動が激しくて、フィッティングが悪いということですか。

【竹内委員】 順序プロビット法は基本的になだらかですので、今、この黒いステップ上を見ていただくと、何が起きるかという、この赤い点々の真ん中を沿うようにつくるんですね、基本的には。そうすると、この低所得、という言葉を使っていいのかわかりませんが、使います、すいません。いわゆるおそらく低所得者世帯であろうという人たちの赤い点々の真ん中をとっていくので、上下に実は幅があると、その線の下側になる、あるいは自分の赤い点よりも上を黒い線が通ってしまうと、ぐっと値上げになるので、やはりなだらかにするだけだと値上げが厳しく効いてきてしまうのが、この低所得者の分なので、基本的には年収推定法のようにうまくなっていますので、D6が大体どの辺なのかというのは、ここも同じ基準を扱いますので、大体はこの横軸10万円未満ぐらいがD6に、おそらく相当するのかな。9万7,000円でしたっけ。そうですね。

【新開会長】 ほんとうに最初の出だしのところだけですか。

【竹内委員】 そうなんです。グラフで。はい。

ついでにちょっとコメント、弾力性の話をさせていただいてよろしいでしょうかね。弾力性を見たい、ああ、ここですね。その横長のグラフと、私のハンドアウトの5ページをごらんいただいてもよろしいでしょうか。

私のハンドアウトの5ページ、一番下に表4「負担額の上昇の弾力性」というのがあります。階層ごとに弾力性をうまく、段階になっていまして、新階層の6～9というのは基本的に大体10万円台ぐらいまでになっているんですね。10というその線、大体。そうすると、ゼロから10万円ぐらいに関してはギュッとちょっと急なんですね。というのは、やはり値上がりが起きないように、下を包み込むような感じで最初行きますよね、黒い線が。真ん中のほうはそのちょうど赤い点々の雲の真ん中を突き抜けるようなので、やっぱり最初のところはギュッとどうしても値上がりを、値上がりといえますか、階層が上がるごとに負担額は上昇すると。

それで、今度、階層10～14ぐらい、ちょうど10万円から20万円ぐらいの範囲なんですけど、正確にはプランAの表を見ていただくとわかりますが、10万円から20万円の範囲、この辺になるとある程度雲の真ん中を突き進み始めますので、弾力性が0.9ぐらい。弾力性というのは、住民税がだんだん上がっていくに従って、負担額をどの程度連動して上げるかという比率みたいなものです。それが0.9と。

さらに、階層15～19という、この横長グラフで20万から30万にちょうど匹敵しますが、この20万から30万の間での黒い線の上がり方というのは、弾力性でいうと0.7、0.75というわかりやすい形です。

問題の30万を超える部分ぐらい、これがまさに現行のD17階層以上に相当してくるんですけど、ここもじゃあどの程度上げていくのかということですが、これは現状との乖離もある、大きいとちょっと困りますので、1つのアイデアですけど、大体1,000円ずつぐらい上げていくと弾力性が0.25なんですね。ほんとうはもっと、0.5ぐらい上げてもいいかとは思いますが、そこは

ちょっと、激変はやっぱりよくないので、0.25という1つのアイデアです。

あとは、もう1個、ごめんなさい、ベラベラ結局しゃべってしまって。国の定めた上限金額というのがありますよね。これは赤い横線でありますけど、これは1つの目安にはなると思うんですね。それで、大体このプランAの黒い階段と、赤い、上のほうにある国が定めた上限金額を見ると、大体半分、5割、6割ぐらいのイメージを通っていますので、この住民課税で30万、40万を超える皆さんにはこのぐらいであれば妥当なのかなという気は1つしたりもします。

すいません、また話してしまいました。

【新開会長】 いかがでしょうか。

今日初めて資料をごらんになると思いますが、難しいところもあるかもしれませんけれども。

江角委員、いかがですか。ここがよくわからないとか。ご感想でも。

【江角委員】 低所得者の方に対して激変緩和ができる、できていると思いますので、上がり幅もこの程度であればご納付できるかなとは思ったんですけども。これ以上のものというのも難しいかなと思ったので、とてもいいご提案だと思っております。ありがとうございます。

【福島委員】 この表を見る限り、プランAは何かすごくいいなというふうに思ってしまうんですけども、階層の低い方は安くなるし、真ん中辺はほんとうに、多少は移動はあるかもしれませんが、それなりに、そして裕福な方は最初は少しぐらいちょっと上がっても、3歳から無償化もありますし、そういうことを考えると大丈夫なんじゃないか、このAのプランというのはなかなかのものかなと思います。

【佐藤委員】 私もプランAの表を見せていただいて、いいんじゃないかなと思っていて、8ページの特徴の記載があるんですが、その特徴を読ませていただいて、あ、こういういい特徴があるんだなということを見せていただいています。

【中村委員】 1点質問いいですか。

【竹内委員】 はい。お願いします。

【中村委員】 この表のゼロのところ、これ、保育料の負担額がゼロ円の方が何名かいらっしゃるんですけど、この方々はやっぱり上がるということなんですかね。

【竹内委員】 ありがとうございます。ゼロの方に関しては、基本上がりません。A階層、B階層の定義はそのまま引き継ぐので。すいません、ちょっと点がわかりにくくて。

【中村委員】 すいません。

【竹内委員】 いえ、とんでもありません。プランAというのはゼロに関してはゼロと。私も実は昼にそれを書こうと思っていたんですが、なかなかうまく黒い点が出なかったのでこのままですけど、おっしゃるとおりで、ちょっと訂正させてください。プランAの黒いところはゼロに関してはちゃんとゼロとなるはずですが……。

ちょっと待ってください。そのはずなんです。ただ、ゼロでも均等割税を払っている世帯は多分現状2,000円ぐらい払っているんで……。

【中村委員】 今は割引額みたいなのはあるんですけど。

【竹内委員】 別な割引額、いわゆる生活保護ですとか、そういった形で、現行ではA階層、B階層というのがまずあって、免除という形にはなっています。

【中村委員】 失礼いたしました。

【竹内委員】 いえ、ありがとうございます。ご確認いただいて。

【中村委員】 そうですね。低所得の方が値上げになるのはちょっとよくないことだと思っていて、ちょうどこの表を見る限りだと、2万ぐらいまでの方がちょうど黒い線の上に乗るんだったら、よい方向に行くのではないかなと思います。

私は新階層の20～のところ、弾力性が0.25と0.26でとめてあるので、もうちょっと上へ行ってもいいんじゃないかなと、ちょっと思ったりしましたけど。でも、よその市とかも多分評価されて、この結果だと思うので、特に申し上げる点はございません。

以上です。

【古本委員】 すごくわかりやすい図で、ありがとうございます。今までの審議会の内容がすごく反映された、とても平等で理論的な配置になっているんじゃないかなとは感じています。

国立市はどの辺の分布が一番多いんですか。20万から30万ぐらいなんでしょうか。

【竹内委員】 私、手元には、事務局のほうでどこまで……。

【事務局】 今の現行でいくと、D12から14あたりが多いかなと思います。それをプランAに当てはめていただくとどうなるのかは、多分竹内先生が今、分析してくださっているんですが、そのあたりというふうに捉えています。

【古本委員】 すいません。ちょっと参考までにどの辺の層の方が、一番ご意見が出るのかなという意味で、興味で聞いてみたという背景なんですけども。低所得者層の方のことはすごく考えていただいているようにも見受けられますし、むしろ国が定めた上限金額の、これこそ何か、上限金額なので何とも言えないですけど、これの弾力性とか考えると、かなり高所得者層の皆様は納得感があるというか、むしろこれを、国が定めた上限金額をこの表のようにお見せしたほうが、絶対納得するんだろうなという感じですし、それで進めてみて、国立市の財政のほうとご相談しながら、徐々に生活になれていくという、毎月支払うものなので、やっぱり1年間支払ってみて、生活のペースというのが出てくると思いますので、徐々に高所得者層の方、いきなりというのはいろいろ問題もあると思いますので、徐々に上げるということでもよしいのかなと思って、この一番多そうな領域の方が上がったりがったりなので、どうのご意見が出るのかなというのは、今まで算定の基準で示していただいたものを1個1個納得いくまで説明、もし何かあった場合はするということで解決できるのかなと思うんですけども、一番何か話題になりそうなのは、この真ん中の一番多い分布のところかなとは感じています。

以上です。

【アラタン委員】 今までいろいろ検討してきた中で、プランAはすごく合理的だなと思いました。全部無料にならなければ、どうしても変動とか起きますので、これのほうがかかすごくいい感じがするんですけど、これは保育料を決めることに対してはね。

でも、よく見ていたら、何か所得が高い人たちが、税金もたくさん払うし、保育料もたくさん払うので、社会的に見ればこれが、平等といえどどういう平等かなとたまに思うんですね。ダブルで何かどれもたくさん払わないといけないみたいな感じがありますので、この会議に参加しているうちにたまにこれを考えるんですけど、何でたくさんもらったら、どっちも何でたくさん払わないといけないかなと思うんですね。こう踏まえると、やっぱり高所得は税金をたくさん払っていて、その後、将来的には保育料とかを全部無料にしたほうが平等じゃないかなと思ったこともありました。

【竹内委員】 まず、どの辺がたくさんいるかということだと、やはり大体このグラフで見えるとおりの、横軸でいえば20万、大体15万ぐらいから35万ぐらいがボリュームゾーン、結構層が厚

い感じでもありますよね、おっしゃるとおり。その部分がちょうど上下にばらついている部分であるので、いろんなご意見が出てくるかなとは思いますが。

あと、負担に関しては、そうなんです、住民税もこれだけ払っているんだからというのは。もちろん低所得者の人の状況を見ると、裕福なんだろうという気はしますけども、それはそれなりにいろんな事情があってというのは、それこそ財政学ですと議論する話なんですけど、ほんとうに若いころから頑張って財をなした人かもしれないのであって、単にお金があるからくださいというわけにはいかないと。住民税は十分払っているというのはあります。その辺は今ほんとうにいろんな理論なり、議論がたくさんあるんですけど、やっぱりある程度の累進税を是とすれば、住民税に関しては累進度はそこまでない、でいいんですよ。ですよ。であると。

あとは、弾力性を考えると、基本的にはこれ累進、累進税ですとこうなるんですね。要するに、横軸が所得にある程度比例している、住民税ですから累進度が低いとすると、基本的にはもっと黒い、プランAではこっちになってもいいぐらいのところをこうしているので、そういう意味では、税金をたくさん払っていただいたんで、そこまで上げていないというのはあります。

例えば、いろんな考えはあるんですけど、でもやはり100万円稼いだら10%税金を払うと。どんな人も10%税金を払うという1つのわかりやすい、公平の1つだとすれば、この線は直線ですね。斜めのピューというのが出るんですよ。それに対して、いやいや、たくさんお金を持っているんだからもっと払ってくださいとなると、ギョッとこういうふうになるんですけど、逆に今、これはこう、プランAはなだらかになっているので、そういう点でいうと、一定の税率よりも、もしかしたら負担は低いかもしれない。またこれは実際にやってみないとわからないんですけども。

という意見も、見方もありますが、例えば何を公平と言うのかに関しては、所得のうち同じ10%を払うのは公平だと言う人もいれば、そんなことはない、同じ1万円でも低所得者にとっての1万円と、ほんとうにお金持ちにとっての1万円は全然価値が違うんだから、そこから1,000円とるのは全然違うという意見もあれば、いや、同じような公共サービスを受けるのなら大体同じ金額を払うのが公平なんじゃないかと、いろんな意見もそれなりに一理あるので、結構難しいところではあります。

ただ、プランAというのはどちらもなだらかになっているというのは大きな特徴かとは思いますが。

【アラタン委員】 ありがとうございます。

【新開会長】 ほかに、ご意見でも結構ですし、ご質問でも。いかがでしょうか。

【事務局】 済みません。事務局から皆さんにぜひご意見いただきたいなと思っている点がありまして、スライド8ページのところの一番最後の方向性の骨子というところでお示しした中に、年少扶養控除の取り扱いについて、これまでも3案出して、いろいろなご意見をいただいてきておりますが、年少扶養控除をどう考えようかというところ、ぜひ皆さんにまた方向性を決めていく中でご意見をいただければなと思っているところでもありますので、もしよろしければ、プランAについてそこをどういうふうに1つの案としてまとめていただいたのかを教えてくださいながら、また委員の皆さんから年少扶養控除についてどういうふうな方向づけがいいというふうに整理をそれぞれしていかれているのか、ぜひ自由にご意見をいただきながら、次回に向けて精査を私どもも進めてまいりたいなと思っている1点でしたので、よければぜひ、こちら審議を1ついただいてもよろしいでしょうか。

【竹内委員】 竹内です。すいません。今、事務局のほうからいただいたのは、前回まで、国基準、

事務局案、審議会案とありました。何かというと、基本的には16歳未満の扶養親族、一般的には子供ですよね、子供の数が多い場合には、基本的には住民税が安くなる、でよかったでしたっけ。というのは反映したいんだけど、国の示した1つの案としては、もうそれは考えなくていいよと。基本的には子供2人というふうにみなして、そこで計算しましょうというのが国基準というやつでした。

事務局案で2番目にいただいていたのは、いや、そうじゃないんだと。やっぱり3人、4人と16歳未満の子供がいる場合というのはやはり大変なので、3人目、4人目、5人目に関しては1人当たり1万9,800円住民税が少ないものとみなす、つまりその分低所得なんだというふうに扱って調整するというやり方。そうすると、子供が3人、4人という世帯の階層は下がる、負担額が減るというものです。

それに対して、多分私なんかも申し上げたんですが、審議会案というふうに名前をつけていただいていたのは、いや、それじゃなくても1人、2人、3人、4人、ちゃんと全員分、丁寧に見たほうがよりフィッティングがいいんじゃないかと、私も最初は思っ、そういうふうに提案させていただきました。

いろいろ、ただ見ていくと、実は値下げ幅がすごくちぐはぐに出ちゃって、私のちょうど、負担額の変動表がありますね、オレンジと緑と青の棒グラフがありますけど、これをいろいろつくった結果、審議会案でやると、この青い部分の値下げ部分がすごくちぐはぐにガタガタと随分出てしまうんですね。もちろん値下げは、それはそれでいいことかもしれませんが、やはり財政のことを考えると、どこかである程度は値上げしてカバーしなきゃいけなくなったときに、それが均等にうまくオレンジにのしかかってこないというのはあるので、今回私のほうから出させていただいたのは②、事務局案にはなっております。ただ、私、別に特にこれがそんなにいいとまでは思っていないので、皆さん、ご意見いかがでしょうか。

よろしくをお願いします。

【新開会長】 プランAは表とかに、下に16歳未満の扶養親族が3人以上いる場合は減額調整済みとなっているので、調整済みと書いてあるんですよね。

【竹内委員】 そうです。

【新開会長】 だから、調整した結果、こうなるということですね。じゃあ、ちゃんと年少扶養控除を考慮してのプランAということですね。

審議会のほうでは考慮したほうがいいのかというご意見が多くあったと思われます。そして、その1人、2人もということもあったのでということでしたけれども、実際にやってみたところ、3人以上だけを調整したほうがよかったということですかね。

【竹内委員】 はい。

【新開会長】 いかがでしょうか。

【中村委員】 お聞きしたいんですけど、子供を1人とか、少ないほうで計算すると、減額の幅が多くなるということですか。青い線のほうが多くなるということですか。

【竹内委員】 はい。そうなんですよ。

【中村委員】 で、市としては減収につながるからということですか。

【竹内委員】 はい。

【中村委員】 わかりました。

【竹内委員】 ありがとうございます。これ、年収推定法で③なので、子供の数を全部考慮した場

合です。どうなるかという、現状維持は多くなるんですね。ここを既定にする……。

【事務局】 先生、もしよろしければ、そちらの資料も予備としてご用意はしているんです。手元に見ていただきながらにしたほうがよろしいでしょうか。いかがですか。

【竹内委員】 いや、ちょっと。もしごらんになれなければ、基本的にはこんな感じで、見えにくいんですが、緑色が現状維持ですよ、基本的には変動が少ない。これを多くしようとすると、減額がすごく増えてしまう。もうちょっと拡大しますね、すいません。

若干見にくいんですけど、基本的にはこの現状維持分を長くとりますよね、基本は。それで、1人、2人と値下げをする、これは値下がり部分なんですけど、こうギザギザになってしまうんですね。もちろんどこかで値上げすれば財政は回復するんですけど、このギザギザの部分はこの辺で値上げしていいものかというのは、結構うまくいかなかったというのが実はあって、ちょっと残念だったなど。私、こっちがうまくいかなと思っていましたんですけど。

この辺の資料は、でも多分、もしあればごらんいただくのがいいかもしれませんけど。ただ、これをやり始めるとすごくいっぱいなので。

中村委員としてはこっちのほうがやはり、よりうまくいかなという感じ……。

【中村委員】 そういうわけじゃなくて。そういうわけではなく、どうなのかなと。

【竹内委員】 今、お配りいただいたのは、この過程ア・イ・ウですか。つまり、まず住民税ベースでただ変える。ジャンプの大きかったD7階層でしたっけ、1個加える。あとは国の基準値、刻みのところに合わせる、みたいなことをして行って、いろいろ見ている結果です。

【佐藤委員】 すいません、質問してもよろしいですか。

今、審議会案だと、水色の部分が増えてくるということで伺ったんですが、国、1番の案だとすると、どこの部分が増えてくるのでしょうか。

【竹内委員】 今、ちょっとやってみますね。これだといいいかな。うまくいかしら。いろいろと手を加えてしまったので。少々お待ちください。

これでよしと。次に何をすれば、あ、ここに99と入れるんだ。あ、変わりますね。もう1回。どの辺が変わるか。

もちろん、まず全体が値上がりには……。すいません。これはゼロに入れる、失礼しました。少々お待ちください。

どちらでしたっけ。ごめんなさい。国基準ですよ。子供、すいません。

【佐藤委員】 3つあるので、1、2、3をこう……。

【竹内委員】 ①の国基準ですよ。つまり、子供の数が何人であるかは考慮しないんだと。2人とみなしてしまうというやつですよ。ごめんなさい。

これをすると、まず値上がりが増えます。そうですね。つまり、子供3人、4人に関しては値下げをしていた部分がなくなるので、値上がり。値上がりするのであれば、全体の負担額をちょっと減らすことによって対応はもちろんできたりはするんですが、どうなるかと申しますと、基本的にこのプランAのこの表がありますよね。

問題は、今でいう152、156、182という数字がありますよね。これをごらんいただけますか。152、156、182はわかりますか、この図のオレンジ色の上に……。

【新開会長】 7ページです。

【竹内委員】 すいません。7ページの……。

【新開会長】 最初の資料の7ページです。

【竹内委員】 7ページの図5ですか。プランAのもとでの負担額再計算によって生ずる。オレンジのバー、152、156、182とありますね。こういう数字が166、177、179という感じになるので、より値上がり幅が遠くなってしまふんですね。真ん中の388とあるところはもちろん減って379という感じで、全体値上がりになるだけが、より上のほうへの、分厚くなってしまふと、そういう点が見えます。

ただ、市役所のほうで手間を、手間と言うとちょっと何かサボっているみたいに聞こえますけど、要するにそれは皆さん、市の職員が働いている時間は全部税金ですから、基本は値上りを抑えるために市の職員さんの労働時間を税金で賄っているという感じで、どっちがいいのかというのはほんとうにそれこそ価値判断の問題にはなってきますけど。

すいません、要するに、国基準でやると、今のように上の3本の棒がより伸びてきてしまうという感じです。

あとは、5,500円以上値上がりというのが35あります。これはもちろん裕福なご家庭でのというか、住民税課税額の高いご家庭での値上がり分はありますけど、この35というのが42人分が増えると、そういった感じでかなりいびつな値上りを起こしてしまいます。

【新開会長】 いかがでしょうか。年少扶養控除を考慮したほうがいいのか。今、新しい見方としては、その分はほかのお仕事をしていただいて、2人ということでドライに国基準のようにやるべきなのか。やっぱり最初にちゃんとそのあたりを考慮したほうがいいんじゃないかというご意見が多かったと思うんですけども、今のお考えはいかがですかね。

【中村委員】 今の結果を聞く限りで、しかもこれから先、国基準に近づけていくんですよ。ということがもう決まっているのであれば、国基準のベースでもいいんじゃないかなと思ってしまいます。

でも、経過措置もとるとかいう話も前に出ましたよね。そういう面でもちょっと1年ぐらいは補助を、変動を少なくする方向につなげていくというのも一案ありかなと思います。

以上です。

【古本委員】 何か個人的な意見になるんですよ、多分。そうですね。何か公平かつ合理的であるということを考えて、公平なのは③ですよ。でも、合理的と考えたときに②。一体目的が何だとして合理的なのかという話になってきて、多分それが市役所の皆様の業務量なのかということと、それぞれ支払っている皆様の感情なのかという、一体どこをとって合理的と言うのかという話になってくると思うんですけど、私も……。これ、②と①の差は大きいんですよ、全体金額で見ると。国基準か事務局案でいくとというと、税収の差は結構、総額でいくと大きいんでしょうか。

【竹内委員】 今、事務局案だと、1人当たり月額108円減ると。国基準のままにすると、国基準にすると66円値上がりということなので、裏返すと174円。財政負担によると大体、4分の1負担でいいんですよというものからいくと……。前に計算したので、80万円分が……。

あ、値上がりですよ。つまり、総額でいうと、1人当たり月額66円の値上がりになります。すいません、もう1回言いますね。

財政負担というのは総額どのぐらいか、徴収額はどのぐらいかというご質問にお答えします。現状、皆さんのお手元にあるプランAで、私なりの試算ですと、お子さん1人当たり108円値下がりという結果に今のところなっております。

これを単に国基準、子供2人で固定にしますと、1人当たり66円値上がりという形にはなってきます。

ただ、絶対的な66円ですとか、108円というのは、それはこの負担額を全体、例えば100円ずっと値上げすれば、みんな似たようにそのまま100円上がりますから、財政負担等というのはあまり考えなくてもいいのかなという気もします。

【古本委員】 何か今のお話だけ伺うと、対労力に対してとか、私の感じる合理性から考えると、②を踏まず、①でもいいというふうに感じました。

【アラタン委員】 何か私が考えると、反映させるなら③のほうがいいと思います。

【福島委員】 このプランAになったときにも、今と同じように2人目は半額で、3人目はゼロということはそのまま踏襲されるんですよね。そうしたら、①なり②でも。それを考えると、そうですね、私も①でもいいし、②でもいいしというところかなとも思います。

【佐藤委員】 今はちょっと、もう少し考えさせていただきたいなというところです。

【江角委員】 国基準でも事務局案でも、どちらでも、①か②いずれでもいいかなとは思いますが、どちらが変動が、負担される方の負担感というか、少ないほう、一気に国基準に持っていったいいものなのかみたいなのところがあります。

【竹内委員】 そうですね。多分プランAでおそらく国基準というのもお見せできたほうがよかったのかもしれませんが。ただ、1つのアイデアとして、例えば後から配っていただいたいろんな表がある、いろんな図があるものの17ページをごらんいただいて、折衷案①ウとかありますけども、折衷というのは年収推定法と順序プロビット法のほんとうに真ん中をとった、単純にやっています。ハイブリッドですね。それで、①、②、③は、①国基準、②子供3人以上を調整する事務局案、③子供の数全部加味する審議会案と。ウというのはア・イ・ウという過程を経て、ここまで単純にできるというやつです。

それで、③はごらんいただいたとおり、かなりこうなってしまうので、これは値上げしないとまずいわけです。ただ、値上げすると、この501というのはそのまま、今、すいません、17ページの折衷案③というのを見ています。一番下です。17ページ、「折衷案③ウ 93.26%」というやつです。この93%というのはかなり決定係数の再現率が低いというのはあります。これだと値上げをどこかでしないといけないわけですよね。それはいいと思うんですよ、財政均衡で。値上げするとき、501という人たちはそのままガサッと値上げになってしまうんですよね。この上を何となく持っていくわけですから、うまく山型にシフトできないと、やっぱり問題がいっぱいありました。

今、懸念となっているやつの①、②、これはあまり変わらないのでいいんですけど、よく見ると、やっぱり負担が、似たようなものかなという。ただ、変動でいうと、やっぱり変動が大きい世帯が、10ぐらい、10、20の範囲ですけど、多いんですよね。例えば上から読んでいくと、折衷案①ウで11、12、14、44、88とありますね、値上がりになってしまう皆さん。②事務局案だと、4、8、7、50、77なので、多分ちょっと緩やかになっている。その分149、720という形で、ここにうまくおさまるんですね。変動幅が1,500円未満という形で。この辺の違いにはなります。1つのアイデアです。プランAも大体こんな感じですよ。先ほどごらんいただいたとおりです。

【新開会長】 アラタン委員、今のご説明で、③の折衷案が全体が値上がりになるということで、ご意見いかがでしょうか、今のご説明で、③がいいというご意見を伺いたい。

【アラタン委員】 いいと思います。

【新開会長】 全体を上げる。

【アラタン委員】 はい。

【竹内委員】 ③にしてしまうと、今後、国の方針、つまり子供の数を一つ一つ、データにはない子供の数を一つ一つ、住民票を見るんでしたっけ。ぐらいいまで行って、ちゃんと16歳未満の子供が何人というのを確認する作業もしなくてよろしいと、しないほうがよいだらうという方針もありますし、やはりこちらの国立市財政を見ていると、正しい方向かなと思うんですが、それが③がいいというのは、つまり基本的には1,400人全員分の住民票を見て、子供の数が実際に何人だというのをやって、割引を一つ一つやるという手段になってくると、かなり手間がかかると。手間がかかるのはそれだけ税金がかかるということですよね。かつ、それをやって起きるのは、もちろんそのほうが子供の数の現状に合っているんだといいますけど、事務局からもありましたが、やはり子供の数の負担感に関しては、住民税でとるところで、子供が多かったらもうそんなに税金要らないですという形で対応しているので、もちろんそこが足りないということも1つ意見はありますけど、でも先ほどおっしゃったように、逆にお金持ちからそんなにとってはいけないという1つのものを考えると、かえってこっちの③のほうが逆にいびつになるというのは、私はそういう意見を感じますけど、いかがですか。

【アラタン委員】 そうですね。やっぱり一々考えると、まだ手間がかかるので、私はそれは考えなかったの、それをやることによって、どうやってやるかということね。手間をもし、子供の数を考えたら、例えば国基準だと2人だけと考えたら、3人とか4人とかいる人も多分意見が出てくるし、1人だけいるとまた違ってくるので、もう考えといたら1人、全部考えてしまったほうがいいんじゃないかなと思ったんですけど、やっぱりそれを、そうすることによってたくさんのいろいろ複雑なことが起こりますので、ほんとうに何かわかりませんね。

ありがとうございました。

【新開会長】 いずれ国基準のほうに向かっていくために、一呼吸おいて事務局案のように数年間はこう考えるのか、それとも、どうせそうなるのであれば、ここで一気に国基準のようにしてしまうかという選択だと思うんですけども。そこは難しいところ、それで多分江角委員がどちらのほうに変動があるんですかというご意見が出たと思うんですけども。

何か前もって古本委員のほうでは、一気にというご意見がね。

【竹内委員】 中村委員のお考えはすごく私も、ある意味で共感するのは、今は負担額の表も変えることはできるし、なんですね、この審議会は。そうすると、いずれ国の示したやり方、子供の数はもう見なくていいですよにするのであれば、今やっておくのがいいと。というのはどういうことかという、階層表と負担額表を変えないで、もし将来、じゃあもう今度から子供の数、3人、4人というのはカウントしませんが、基本的にはその人たちがガンと値上げになるんですよ。ガンとまではいかれませんが、階層1個か2個分値上げになるのは間違いありませんね。

ところが、今、国基準によいしょとやってしまうときには、負担額もうまく変えているので、その辺の値上がりをもっと緩和しつつ、というのはつまり、ピンポイントで狙うことはできないんですね、やっぱり子供の数を見ませんねと。ですが、ある程度値上がりがきつくなる部分に関しては、負担額のところで、そこまで払わなくて実はいいんですというふうにしておくと。収入が減る分、別のところでちょっとずつ、例えば100円ずつぐらい上げておけば、うまくスムージングができるというの

はあります。

ですから、将来、国基準のやり方にする、つまり子供の数はもう住民票をたどって見ることはしなくて済むということにすると、おそらく負担額、負担増を避けるためにもう1回負担額表を変えとか、階層を洗い直すという作業が発生するので、それはまだ審議会、たくさんおそらく国立市丁寧なので、良い意味でやるので、確かにいっそのこと、もし将来的にやるのであれば、もう今の①基準でやってしまったほうがいいところもあります。ただ、現状からの変動はやはり大きいです。

【新開会長】 今日結論が出るとは思えないんですけど、どのあたりまで。皆さん悩んでいらっしゃるのでは。

【竹内委員】 すいません、ベラベラ。ただ、とれるところで子供の数の分、税金を安くすればいいじゃないというものの、やはりまだちょっと足りない、子育ての大変さからすると足りないところもあったりする、難しいです。これは話し出すと、例えばじゃあお子さんを持っていないご家庭から住民税をたくさんいただいていますけど、小学校はただで、年間多分1人当たり200万ぐらいかかっていますよね、やっぱり経費を入れると。子供を1人産んで、公立小学校に行けば1年間200万の学費を払わずに済んでいるという、やり出すともうほんとうに切りがないので、あまりタッチしないほうがいいところがあると。それで言うと、現状維持をゆっくり続けていくというのが、ある意味、行政的には賢いやり方なのかなという気がします。

それで、事務局の、別に私、事務局案に吹き込まれたり、そんなのでは全くないんですけど、住民票を1個1個見ていく作業等、何時間結局かかるのかを見たときに、やはり私、特徴に書きましたけども、ほんとうに以前、別の職員の方が、今こうして我々が会議をしている間にも、この国立市でも親に殴られている子供がいるかもしれないということを聞いたときに、ほんとうにグサツときて、だったら少しでも、ほんとうに住民票を全部さらう作業を減らす、この会議も減らすというほうが一番子供たちのためになるんじゃないかなというのを考えたりもしますので、その辺は②ぐらいが行政的にやりやすいのであれば、②でもいいのかなという気もしています。

すいません。1人でベラベラと。

皆さん、いかがですか。私は言いました。すいません。

【新開会長】 ここは削っていただいてということですかね。

【竹内委員】 それが一番いいですね。

【佐藤委員】 今、どちらがいいかということですよ。いろいろ審議して、いろんな私も意見を出し、悩んできたところで、今この時点では事務局案の、提案していただいた方向で、全体の平均が少し低いほうをとっていったらいいんじゃないかなと思いました。

【福島委員】 私も、今の時点では②ぐらいでいったらいいのかなとは思っておりますけど、またもう一度これ、うちに帰ってじっくり読んで、またそこで話、変わるかもしれませんが、今の時点では折衷案の②ぐらいがいいのかなと思っております。

【江角委員】 私も、折衷案の②がいいかなと思います。

【新開会長】 何かもっと検討したいことがあれば、ご意見として言っていただいて。

【中村委員】 ①か②のどちらかでいいと思います。

【古本委員】 私はもう①かなと。また多分国基準にするという、移行するときにもう一度この審議をするのであれば、①にしたほうがそれこそ合理的かなと感じています。

やっぱり先ほどの、先生がおっしゃったように、何か税金とかは自分が恩恵を受けている感じを受

けづらいので、税制度はどうしても、この保護者はそれを支払っているという感覚なので、何か少ないと、どうしても少し得をしたような感覚になってしまうというか、その辺の価値観はすごく、お金の価値観はすごく難しいなと思いました、今日。だから、私は①でいいかなと思っています。

【アラタン委員】 私は何か考えれば考えるほど難しくなっていて、ほんとうに何かわからないなというところですね。どっちか合理的、合理的に考えればいいなと思うんですけど、やっぱり考えているうちに結構感情的に考えることもあって、難しいですね。

【新開会長】 そうですね。これ、会長としての意見じゃなく、個人としての意見だけにとどめておきますが、3人目以降1万9,800円というところがなくなってしまうと、突然困る人はやっぱりいるのかなという気もしていて、もしそこに説明ができるのであれば、負担がそれほどでもないという表ができるのであれば、私も①案を推したいんですけども、国立市の状況のその分布であるとか、あと、3人以上の人がどのぐらいいて、どのぐらいの人が突然自分たちの負担がいきなり増えることで困るのかということ考えた場合にどう、事務局が一旦段階的にやっていくということのほうがりやすいのであれば②なのかなという気がいたしております。

あと、事務局のほうからも、手作業をすることの負担感であるとか、あとは5,000円以上も上がってしまったとか、そうする人たちの層がどんな人たちなのであるとか、3人以上の年少扶養控除を考慮しないときに、どの所得世帯の人が一番お困りになるのかとか、低所得者層に足すということだけでもないとは思われますので、と思いながら、でも、そうやっている、この会議は終わらないのかなという気もいたしておりますので、困ったところですが。

どういたしましょう。今後の市の考え方というのを多分、もうここでバツとやっしまえというご意見も出ていますので、それでやった場合にどうなるかという想定ができるのであれば、そういうご意見も尊重したほうがいいとも思われますし。事務局のほうでももう一度ご検討いただければという気がいたしております。よろしいですか。

ほかに何か言い残したりとか、意見もぜひ、注文も。大丈夫ですか。

【竹内委員】 国基準、事務局案、子供の数、16歳未満の扶養親族の話はちょっと置いておいて、いわゆるD17以上の値段の負担額の適正化ですけど、先ほど委員からもありました、弾力性0.25は低いんじゃないかと。例えば、というご意見をいただいて、ちょっと計算してみますと、やっぱり弾力性0.5でやってみよう。つまり、下のほうが1.4ぐらい、0.9、0.7ときたので、例えば0.5という弾力性を上げていくとどうなるかということ、4万9,500円のところが5万700円なんで、最後、24階層だと6万5,000円というのが一番高い金額になります。類団で6万5,000円ぐらいはなかなかない感じですか。そうですね。前、見たら5万5,000円ぐらいとかなので、いわゆる都心部に行くと、かなりほんとうに高いところはありますけども、イメージはそんな感じではあります。

【新開会長】 その新階層のところでは何かご意見はございますか。今の試算をお聞きになって。

【中村委員】 0.45ぐらいでどうですかと思いました。すいません。適当ですけど。

【竹内委員】 弾力性、今ちょっと0.46の弾力性でやると、5万500円から、一番高いところは6万3,800円という感じですね。

逆に言うと、その一番高いのはどのぐらいというのが1つ、例えば6万円ぐらいになるところ、逆算ですね。

【中村委員】 都心部の私的な保育施設に預けたことがあるんですけど、7万でびっくりしてしま

って。いや、でもそれより安いんだなと思って、0.45ですかね、0.5でも。このあたりだと、さっきの5万8,000円でしたっけ、それぐらいだと言っていたので、それぐらいに近づけるようにすればいいんじゃないのかなと、ちょっと思っただけです。

以上です。

【竹内委員】 今、私のほうで1つ用意したのは、プランAの5万6,600円ですものね。もうちょっと確かにいってもいいのかなという気はしますよね。6万円ぐらいにすると大体弾力性はどのぐらいになるのか、ちょっと今やっていますけど。もしほかにご意見があったらお聞かせください。

【新開会長】 ここの人たちが6万とかになったら、どこかは下がることがあります？ 多分この国基準との差を見ていると、その一番多いところが天井に近いじゃないですか。この一番高所得者のところが天井から遠いので、何かここで値上がりする人たちに少しでも負担が減って、こちらが6万ぐらいになるのであれば、そのほうがいいのかなと思ったんです。どの辺の人たちが上がるのか……。

【竹内委員】 その辺もほんとうにいろいろやってみました。そうしたら、それ諮問の内容よりも多分より踏み込んでいる気がして、つまり、値下げをするために、ある人をじゃあ値上げするという、再分配の色が濃くなってくるので、やや政治マターかなという気が。私も悪いアイデアじゃないと思うんです。この辺、ちょっと審議会のあれを超えているのがあって。ただ、増収する分には構わないと思うので、適正化した結果、これだけ徴収総額は上がったというのはあって。

ただ、これもあまり、どうしても現状を中心に、軸足にしながら動いていくので、以前聞いたのは、いわゆるかかっている費用のうちどのぐらいを、利用者という言葉を使いますが、利用者である保護者さん、お子さんからもらうかというので言いますと、日本的横並びですけど、大体50%弱、49%ぐらいという、1つの横並び目安ではあるので、そこを超えるぐらいまで、つまり国の上限基準までギュッとプランAのこの階段を上げていくと、ちょっと利用者負担が増える。

難しいのは、これはやっぱりある程度みんな住みかえをする、私なんかもやっぱり子供が生まれるタイミングで、あるいは小学校へ行くタイミングで住みかえを考えているので、そうすると、あまり高いと、結局その高所得者さんがいなくなってしまうと、という事例も逆にあるので、そこはちょっと気をつけなきゃいけないかという、また別の戦略的な企画にはなるかと思えます。

【新開会長】 それは困りますよね、きつとね。

【江角委員】 はい。少しでもお子さんが増えたほうが楽しいので。減ってしまったら困ると。

【古本委員】 国立市はほんとうにコストパフォーマンスがいいような感じが。やっぱりマンションの、この辺の地域とかやると地価が全然違うので。マンションの価格がそもそも全然違う中で、この所得、この水準の保育料というのが……。

【新開会長】 魅力だと思いますね。

【古本委員】 そう。魅力だと思います。駅エリアのマンションの価格は横浜とかとほぼイコールぐらいの価格帯、横浜はほぼ10万円ぐらいの保育料をとられるので、そういうのはもう委員さんがおっしゃったみたいに、子供が生まれた瞬間にマンションを選びに行くので。もうここが一番見るところだと思います。

【竹内委員】 すいません。続けてベラベラ。一応こういった話は市場原理というのは全くなじまない話ではあるものの、例えば待機児童が高い、多い地域に当たって、やはり値段を上げることによって、ほんとうに行く必要があるんですかというのを値段でまさに迫る方式が、あまり正しくない、ほんとうはちゃんと全部、要望があったことに関しては全部用意するというのが法令で決まっている

はずなので、それはよくないというか、正しくない行政ではあるんですけど、ただ、リソースは限られる中では、その保育料を上げることによって、それでもいい、待機しますかということを追っている事情があるので、国立市の場合、もちろん待機児童という形でほんとうに今、明日のどうしようかという、私もゼロ歳児のころを思い出してもわかるので、大変な方が今、何十名かは多分いらっしゃると思うんですけど、横浜のようなほんとうに待機児童パンパン、見かけはなくなったんですけど、あそこ、みたいなどころの事情とちょっと違うのかとは思いますが。

ただ、やっぱりおっしゃるとおりで、国立というこのステータスというか、ブランドがあるのに、4万9,000円は安いよねというのは、私も同意します。

【新開会長】 じゃあもう少し、6万円ぐらいまでは検討の余地があるけれどもということ、あまりそこだけを階段、急にしてしまうとよくないだろうということですね。

ほかに、どこかももう少し検討していただきたいところとか、ご心配なところとかありますか。

【竹内委員】 一番高いところを6万円というのを1つの目安で逆算すると、弾力性でいうと0.38というラインで上げていくと、一番上が6万円ちょうどぐらいという感じですね。

【新開会長】 では、いかがですかね。方向性としてはプランAを基本的に共有しましたので、少しまだ余地があるところとしては、新階層のところと、あと年少扶養控除を考慮するかどうかというところで、ということによろしいですか。

これは次回までにどこまで……。

【事務局】 もともと、今日は全部決め込みましょうというお話ではなく始まっておりますので、今日は皆さんに試作案を見ていただきながら自由にご意見をいただきたい、審議を深めていただきたいということでしたので、それぞれご意見をいただいて、先ほど市としての意見もきっとあるだろうということで、そのあたりも整理をしながら、最終的な方向にと言っていたので、次回までの間に、市としての方針みたいなものも少し整理を進めていく、いただいたところについて課題をもう少しこちらとしても検討して、次回を迎えたいなと思っております。

次回についてですけれども、今回いただいた意見をもとに、じゃあもう少し整理を進めていく、方向性を答申作成に向けても進めていくというのを6回目にと考えていますので、その間に事務局のほうでも精査を進めていきたいなと思います。

今回いただいたように、特に階層のところ、6万を基準にするとどういうふうになるのか、その金額のところだけじゃなくて全体の分布バランスがどうなるのかということであったり、年少扶養控除を①と②、国モデルか、事務局案かですと、どういうふうなメリット・デメリットがあるのかというのは、またぜひ副会長先生のお力を貸していただきながら、データを精査していく。その中で、今回気づかれなかった部分の課題であるとか、やはりどちらを選ぶほうがよりここで出た審議の意見を踏まえたものになるのかというのを、また改めて事務局としても整理をして、お示しできるようにしていきたいと考えております。

【新開会長】 ありがとうございます。それでは、今のは今後のスケジュールということによろしいですか。

【事務局】 はい。ありがとうございます。

【新開会長】 具体的なスケジュールというのは、この資料の14ページになるんですかね。

【事務局】 そうですね。今回の次第にも、今までは日にちを決めて、この日に次回やりますということでお示しをしておりましたが、今回おそらく審議内容がいろいろ深まってくると想定しており

ましたので、次回の日をまだ決め込んでおりません。年度が明けて4月の下旬に一度、こちらでの今いただいた宿題の部分であるとかを少し整理したものをお示しできるように、4月末まで1カ月弱お時間をいただきたいというのと、あと諮問2として、その他利用者負担額にかかわる事項についてということで、諮問の2、もともといただいておりますので、この点について、例えば無償化であるとか、激変緩和についてであるとか、そういう幾つか課題があるかと思っておりますので、この辺がこの諮問2に当てはまってくるかと思っておりますので、この点についてもこちらでも少し整理をして、次回ご提示ができるように、また審議を深めていただけるように準備をしてみたいと思っております。

ですので、次回日程についてはまた別途ご案内を差し上げるようにと思っておりますが、大まかにあとは2回程度のところで、答申、審議会としての意見を集約してということになってきている段階ですという、簡単な見取り図と思って14ページをご用意しました。

【新開会長】　ということで、また今回は4月の下旬にお集まりいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

— 了 —